

平成29年4月1日改正

学 則

武庫川女子大学附属中学校

武庫川女子大学附属中学校学則

(昭和22年4月1日認可)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、武庫川学院立学の精神に基づき、高い知性と善美な情操と高雅な徳性とを兼ね具えた有為な女性を育成することを目的とする。

2 本校は、学校教育法第71条の規定に基づき、併設される武庫川女子大学附属高等学校と中高一貫教育を行う。

(名称)

第2条 本校は、学校法人武庫川学院の設立にかかる武庫川女子大学附属中学校（以下「本校」）と称する。

(所在地)

第3条 本校は、兵庫県西宮市枝川町4番16号に設置する。

第2章 生徒定員・教育課程・修業年限及び教職員組織

(生徒定員及び教育課程)

第4条 本校は、入学生徒定員400名、総定員1,200名とする。

2 本校の教育課程は、必修教科・選択教科・道徳・特別活動により編成し、その教科名及び授業時数は別表1のとおりとする。

3 教育課程の編成にあたっては、併設される武庫川女子大学附属高等学校と十分協議し、計画的かつ断続的な中高一貫教育を行うように配慮する。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(教職員組織)

第6条 本校に、校長・副校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師・事務職員及びその他必要な職員を置く。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日より8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 1月1日より3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 毎月の第2土曜日及び第4土曜日
- (4) 夏季休業 7月20日より8月31日まで
- (5) 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで
- (6) 春季休業 3月25日より4月7日まで
- (7) 創立記念日 2月25日

2 校長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 校長は、第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学・転編入学・退学・休学・復学・転学及び出席停止

(入学の時期)

第10条 入学期日は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本校の第1学年に入学することのできる者は、小学校を卒業した者、又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(入学の出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、指定の期日までに、本校所定の書類に入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、本校所定の入学誓書に住民票記載事項証明書を添えて、別に指定する日に校長に提出すると共に、所定の入学金を納付しなければならない。

2 前項の入学誓書の第一保証人は、父母その他後見人など保護者、第二保証人は親戚・知人等で、独立の生計を営む25歳以上の確実に保証の責に任ずることができる者でなければならない。若し、本校において不適當と認めたときは、保証人の変更を命ずることがある。

3 保証人が前項の資格を失ったときは、新たに保証人を選定して、直ちに届け出なければならない。

4 生徒又は保証人が転居その他身上に異動を生じたときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

5 校長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転編入学)

第15条 他の中学校より転編入学を志願する者があるときは、特別の事情のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(退学及び転学)

第16条 修学中、疾病その他やむを得ない事情により、中途退学若しくは他の中学校に転学を希望する者は、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。

い。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヵ月以上就学することのできない者が休学するときは、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅し、又は願いにより退学した者が、特別の事情により1ヵ年以内に復学を志願するときは、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、相当学年に復学を許可することがある。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 復学の許可を受けた者は、別に定める復学料を納めなければならない。

(出席停止)

第19条 伝染病にかかり或いはそのおそれのある生徒に対し、校長は、学校医又は保健所長の意見を聞いて出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 死亡及び長期間に亘り所在不明の者

2 前項第1号にかかわる取扱いについては、別に定める。

第5章 課程の修了及び卒業

(課程の認定)

第21条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績及び考査の成績を評価し、学年末に合否を認定する。ただし、教科の性質によっては、特に考査を行うことなく平素の成績をもって考査に代えることがある。

2 疾病その他やむを得ない事情により、前項による認定のできない生徒に対しては、別に考査を実施し又は平素の成績をもってこれに代えることができる。

3 前2項にかかわらず生徒の欠席日数が当該学年の授業日数の2分の1を超えるときは、原則として進級を認めないものとする。

(卒業)

第22条 前条の規定により、本校の生徒が別表1の全課程を修了したと認められるときは、校長は卒業を認定し、別記「第1号書式」の卒業証書を授与する。

第6章 入学考査料・入学金及び学費

(入学考査料等の金額)

第23条 本校の入学考査料・入学金及び学費は、別表2のとおりとする。ただし、休学中は学費の納付は免除する。

(学費の納付方法)

第24条 学費は、年4回に分けて指定する期間内に納付するものとする。

(納付した入学考査料等)

第25条 納付した入学考査料・入学金及び学費は、事情の如何にかかわらず返却しない。

(奨学生)

第26条 品行方正・学力優秀で特に事情のある生徒に対しては、奨学生として奨学金を給付することがある。

第7章 賞罰

(賞罰)

第27条 校長は教育上必要があると認めるときは、生徒を表彰し又は懲戒することがある。

- 2 前項の表彰については、別に定めるところにより行う。
- 3 第1項の懲戒の種類は、退学・学校謹慎及び訓告とする。
- 4 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、校風にそわない者

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

限 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1-1

中学校教育課程（平成27年度入学生に適用）

教 科		学 年		1 年			2 年			3 年		
		SE	I	SS	SE	I	SS	SE	I	SS		
国	語	140	175	140	140	140	140	140	140	105		
社	会	105	105	105	105	105	105	105	140	140		
数	学	140	140	175	140	140	175	140	140	175		
理	科	105	105	125	140	140	140	140	140	175		
音	楽	52.5	52.5	52.5	35	35	35	35	35	35		
美	術	52.5	52.5	52.5	35	35	35	35	35	35		
保	健 体 育	105	105	105	105	105	105	105	105	105		
技	術・家 庭	70	70	70	70	70	70	35	35	35		
外	国 語(英語)	230	175	175	210	210	175	210	210	175		
道	徳	35	35	35	35	35	35	35	35	35		
特別活動(LHR)		35	35	35	35	35	35	35	35	35		
学 習 の 時 間 総 合 的 な	伝 統 文 化 (書道・茶華道)	35	35	35				35	35	35		
	情 報				35	35	35					
	土 曜 セ ミ ナ ー	15	35	15	35	35	35	35	35	35		
年 間 授 業 時 数 計		1120	1120	1120	1120	1120	1120	1120	1120	1120		

○SS：スーパーサイエンスコース SE：スーパーイングリッシュコース I：インテリジェンスコース

○国語に書写を含める。

○伝統文化－第1学年の35時間は茶華道、第3学年の35時間は書道を履修する。

○1年土曜セミナーの20時間を、SEコースは外国語、SSコースは理科の時間にあてる。

別表1-2

中学校教育課程（平成28年度入学生に適用）

教 科		1 年			2 年			3 年		
		SE	I	SS	SE	I	SS	SE	I	SS
国	語	140	175	140	140	140	140	175	175	140
社	会	105	105	105	105	105	105	140	140	140
数	学	140	140	175	140	140	175	175	175	175
理	科	105	105	125	140	140	140	140	140	175
音	楽	52.5	52.5	52.5	35	35	35	35	35	35
美	術	52.5	52.5	52.5	35	35	35	35	35	35
保	健 体 育	105	105	105	105	105	105	105	105	105
技	術・家 庭	70	70	70	70	70	70	35	35	35
外	国 語(英語)	230	175	175	210	210	175	210	210	210
道	徳	35	35	35	35	35	35	35	35	35
特別活動(LHR)		35	35	35	35	35	35	35	35	35
学 習 的 時 間 総 合 的 な	伝統文化(書道・茶華道)	35	35	35				35	35	35
	情 報				35	35	35			
	土 曜 セ ミ ナ ー	15	35	15	35	35	35	35	35	35
年 間 授 業 時 数 計		1120	1120	1120	1120	1120	1120	1190	1190	1190

○SS：スーパーサイエンスコース SE：スーパーイングリッシュコース I：インテリジェンスコース

○国語に書写を含める。

○伝統文化－第1学年の35時間は茶華道、第3学年の35時間は書道を履修する。

○1年土曜セミナーの20時間を、SEコースは外国語、SSコースは理科の時間にあてる。

別表 1-3

中学校教育課程（平成29年度入学生に適用）

教 科		学 年		1 年		2 年		3 年	
		CG	CS	CG	CS	CG	CS		
国	語	175	175	175	175	175	140		
社	会	105	105	105	105	140	140		
数	学	175	175	175	175	175	175		
理	科	105	105	140	140	140	175		
音	楽	52.5	52.5	35	35	35	35		
美	術	52.5	52.5	35	35	35	35		
保 健 体 育		105	105	105	105	105	105		
技 術・家 庭		70	70	70	70	35	35		
外 国 語(英語)		210	210	210	210	210	210		
道	徳	35	35	35	35	35	35		
特別活動(LHR)		35	35	35	35	35	35		
学 習 の 時 間 総 合 的 な	情 報	35	35				35		
	伝 統 文 化	茶 華 道			35	35			
		書 道					35		
	武 庫 川 メ ソ ッ ド	35	35	35	35	35	35		
年 間 授 業 時 数 計		1190	1190	1190	1190	1190	1190		

○ CS : 創造サイエンスコース CG : 創造グローバルコース

○ 国語に書写を含める。

別表 2

入学考査料等納付金

入 学 考 査 料		20,000 円
入 学 金		350,000 円
学 費 (月 額)	授 業 料	28,500 円
	教 育 充 実 費	15,350 円
	冷 暖 房 費	1,250 円

第 1 号書式

割印 第 号	武庫川女子大学附属中学校長 氏 名 印	年 月 日	を 卒 えた こと を 証 する 課 程 を 履 修 し 其 の 業 右 の 者 は 本 校 所 定 の	校 印 生 徒 氏 名 年 月 日 生	卒 業 証 書
-----------	------------------------	-------	--	---------------------------	---------